

施設維持管理業務仕様書（地区会館）

地区会館の施設維持管理業務は、本仕様書によることとし、各業務の対象施設は別表第4のとおりとする。

なお、本仕様書に示した内容は、維持管理において市が最低限必要であると考えている内容であり、その基準を遵守すること。なお、基準を超える業務を行うことは差し支えない。

1. 消防用設備等保守点検業務……………年2回

消防用設備の目視・測定・調整・分解・清掃などの点検の他、必要に応じて、部品の取替を含む修理を行う。

2. 空調設備保守点検業務……………年2回

空調設備の目視・測定・調整・分解・清掃などの点検の他、必要に応じて、部品の取替をも含む修理を行う。

3. 自動扉保守点検業務……………年3回

自動扉の目視・測定・調整・分解・清掃などの点検の他、必要に応じて、部品の取替をも含む修理を行う。

4. 植栽管理業務

低木の刈り込み、発生材の処理、必要に応じた病害虫の駆除